

律蔵が示す比丘と家族の関係

山 極 伸 之
(佛 教 大 学)

【1】 問題の所在

仏教教団（サンガ）の構成員は、厳密な意味では比丘と比丘尼だけに限られ、比丘は比丘サンガを、比丘尼は比丘尼サンガを構成するが、彼らはいずれも出家者である。ゴータマ・ブッダの出家譚によってもよく知られているように、教団の構成員となり修行の実践を志す者は、家を離れ、家族との絆を断って教団のメンバーとなる必要がある。初期経典などにも、家庭生活が煩わしいものであり、そこで修行をすることが困難であることから、髪と髭を剃り落として家から家のない状態へと出家することを示す定型フレーズがしばしば見いだされる。⁽¹⁾このような状況を背景として、比丘あるいは比丘尼となった者たちは、その後の生涯を孤独な修行生活に費やし、家族とのつながりは一切持たずに暮らしていくというイメージが一般的に存在しているように思われる。

ところが、比丘や比丘尼の教団生活を規定する律蔵には、そのように家族との絆を完全に断って教団生活を行う出家者の姿だけが描かれているわけではない。律蔵は、比丘（および比丘尼）が行ってはいけない規則（波羅提木叉）を提示する「経分別」と、教団の現実的な運営方法などを明示する「犍度」とによって全体が構成されているが、そのどちらの部分にも、

出家後の家族との関わりを示す記述が見いだされるのである。「経分別」において特徴的であるのは「親里（親族；*nāti/nātaka/nātika*）」に関わる事例で、比丘などの禁止事項を規定する学処条文の中に、この言葉が頻繁に現れる。そしてその殆どが「親里」、即ち家族や親族と関わりを有する事例について、禁止事項が緩和されることを示している。一方、「健度」においては「安居」の期間中に許可される比丘の外出に関する規定の部分に、出家後も維持されている比丘と親族（父母・兄弟・親族など）との関係を表す記述が存在する。そこで本小論では、これらの事例を手掛かりとして、初期の仏教教団における比丘と家族の現実的な関係について検討を行いたい。

【2】 経分別にあらわれる「親里」

まず、経分別の学処条文（波羅提木叉）の中に「親里」の語が現れる例を示す。これには対象が在家者の場合と比丘尼の場合の二通りがある。以下、両者を区別した上で、学処の順序に従って条文を掲げる。尚、ここでは基本的にパーリ律の用例のみを掲げることとし、漢訳律などについては対応箇所のみを注記した⁽²⁾。

(1) 在家者を対象とする事例

① 尼薩耆波逸提（捨墮）第6条

yo pana bhikkhu aññatakam gahapatim vā gahapatānim vā
cīvaram viññāpeyya aññatra samayā, nissaggiyam pācittiyam ti.
tatthāyam samayo: acchinnacīvaro vā hoti bhikkhu naṭṭhacīvaro
vā, ayaṃ tattha samayo 'ti. (PTS. Vin. III, 212. 28-31)

およそ比丘が、非親里の在家の男性、あるいは在家の女性に衣を求め

たならば、〔適切な〕時を除いて尼薩者波逸提となる。この場合、〔適切な〕時とは、比丘が衣を奪われた時、あるいは衣を失った時であって、それが〔適切な〕時である。⁽³⁾

これは、衣を奪われた時、あるいは衣を失った時以外に、比丘が在家者に衣を求めてはならないとする規定であるが、求めることを禁止する対象を「非親里」として条件付けている。言い換えれば「親里」の者に対して衣を求めることは許されることを示している。この6条の条文解釈の部分には「非親里」の語について次のような語句解釈が存在する。

aññātakō nāma mātito vā pitito vā yāva sattamā pitāmahayugā asambaddho. (Vin. III, 212. 34-35)

非親里とは、母あるいは父から第七代の祖先の代に〔遡る〕範囲で〔親族の〕結びつきのない者である。

従って、逆に「親里」とは母あるいは父から第七の祖先の代に遡る範囲で親族の結びつきがある者を示すことになる。⁽⁴⁾更に、犯例を示す部分には

ñātake aññātakasaññī, āpatti dukkaṭassa. ñātake vematiko, āpatti dukkaṭassa. ñātake ñātakasaññī, anāpatti. (Vin. III, 213. 20-21)

親里に対して非親里想なる場合は悪作（突吉羅）罪である。親里に対して疑想なる場合は悪作罪である。親里に対して親里想なる場合は無罪である。

とされており、ここに「親里」の場合は衣を求めても罪にならないことが明確に示されている。パーリ律の場合、学処が最初に結戒される時点から「非親里の在家者」という条件設定が世尊によって明示されているが、何故「親里」の場合は許されて「非親里」は許されないのかに関する説明は全く存在しない。この点は漢訳律の場合も基本的に同じである。

②尼薩者波逸提第7条

tañ ce aññātakō gahapati vā gahapatānī vā bahūhi cīvarehi abhi-
haṭṭhuṃ pavāreyya, santaruttaraparaman tena bhikkhunā tato
cīvaraṃ sādītābbaṃ, tato ce uttarīṃ sādīyeyya, nissaggiyaṃ
pācittiyaṃ ti. (Vin. III, 214. 19-22)

もしか〔の比丘〕に、非親里の在家の男性、あるいは在家の女性が
多くの衣を持ってきて取らせたならば、内衣と外衣とを上限として、
その比丘はその中から衣を受けるべきである。もしもそれを超えて受
ければ尼薩者波逸提となる。⁽⁵⁾

これは、在家者の側から多数の布施を提供されても、二衣以上を受けては
ならないとする規定であり、ここにも「非親里の」という条件が付されて
いる。従って、「親里」からもらう場合は二衣以上とっても問題とはなら
ない。

③尼薩者波逸提第8条：④尼薩者波逸提第9条

更に第8条、第9条においても在家者から衣が与えられる事例に関して、
次のような一連の規定がある。

<第8条>

bhikkhuṃ pan' eva uddissa aññātakassa gahapatissa vā gaha-
patānīyā vā cīvaracetāpanaṃ upakkhaṭaṃ hoti iminā cīvara-
cetāpanena cīvaraṃ cetāpetvā itthannāmaṃ bhikkhuṃ cīvarena
acchādessāmīti. tatra ce so bhikkhu pubbe appavārito upasaṃ-
kamitvā cīvare vikappaṃ āpajjeyya sādhu vata maṃ āyasmā
iminā cīvaracetāpanena evarūpaṃ vā evarūpaṃ vā cīvaraṃ
cetāpetvā acchādehīti, kalyāṇakamyataṃ upādāya, nissaggiyaṃ
pācittiyaṃ ti. (Vin. III, 216. 11-18)

また〔特定の〕比丘を指定して、非親里の在家の男性、あるいは在家

の女性が衣料 (cīvaracetāpana) を用意し、「この衣料で衣を交換し、これこれという名の比丘に衣を身に着けてもらうことにしよう」とする。その時、もしかの比丘が〔比丘の希望を聞くために〕招待されていないのに前もって〔在家の男性の所に〕やって来て「嗚呼、友よ、私にこの様な、あるいはあの様な衣をこの衣料によって交換して〔私に〕身に着けさせてくれれば素晴らしい」と良いものを手に入れたいとの欲求から衣について指図をしたならば、⁽⁶⁾ 尼薩者波逸提となる。

<第9条>

bhikkhuṃ pan' eva uddissa ubhinnaṃ aññātakānaṃ gahapatīnaṃ vā gahapatānīnaṃ vā paccekacīvaracetāpanāni upakkhaṭāni honti imehi mayaṃ paccekacīvaracetāpanehi paccekacīvarāni cetāpetvā itthannāmaṃ bhikkhuṃ cīvarehi acchādessāmā 'ti. tatra ce so bhikkhu pubbe appavārito upasaṃkamitvā cīvare vikappaṃ āpaj-
jeyya sādhu vata maṃ āyasmanto imehi paccekacīvaracetāpanehi evarūpaṃ vā evarūpaṃ vā cīvaraṃ cetāpetvā acchādettha ubho 'va santā ekenā 'ti, kalyāṇakamyataṃ upādāya, nissaggiyaṃ pācittiyaṃ ti. (Vin. III, 218. 30-38)

また〔特定の〕比丘を指定して、二人の非親里の在家の男性、あるいは〔二人の〕在家の女性が各自の衣料 (paccekacīvaracetāpana) を用意し、「私たちは、これら各自の衣料で、各自の衣を交換し、これこれという名の比丘に衣を身に着けてもらうことにしよう」とする。その時、もしかの比丘が〔比丘の希望を聞くために〕招待されていないのに前もって〔在家の男性の所に〕やって来て「嗚呼、友らよ、私にこの様な、あるいはあの様な衣を、これら各自の衣料を一つにしたものによって交換して〔私に〕身に着けさせてくれれば素晴らしい」と

良いものを手に入れたいとの欲求から衣について指図をしたならば、
尼薩耆波逸提⁽⁷⁾となる。

第9条は第8条のバリエーションと考えられるので、内容的には両者は同様のものと見ることができるが、衣を作るもとなる金銭類（あるいは等価のもの、原材料など）を用意した在家者の所に比丘が行って、最終的に布施されることになる衣に注文をつけることを禁止する規定である。ここにも、提供者となる在家者が「非親里の場合」という限定が付けられていて、提供者が「親里」である場合には、この規定には抵触しないこととなる。

⑤尼薩耆波逸提第27条

bhikkhuṃ pan 'eva uddissa aññātako gahapati vā gahapatānī vā tantavāyehi cīvaraṃ vāyāpeyya. tatra ce so bhikkhu pubbe appavārito tantavāye upasaṃkamitvā cīvare vikappaṃ āpajjeyya idaṃ kho āvuso cīvaraṃ maṃ uddissa viyyati, āyataṃ ca karotha vitthataṃ ca appitaṃ ca suvītaṃ ca suppvāyitaṃ ca suvilekhitaṃ ca suvitacchitaṃ ca karotha, app eva nāma mayaṃ pi āyasmantānaṃ kiñcimattaṃ anupadajjeyyāmā 'ti, evañ ca so bhikkhu vatvā kiñcimattaṃ anupadajjeyya antamaso piṇḍapātamattam pi, nissaggiyaṃ pācittiyaṃ ti. (Vin. III, 259. 5-14)

また〔特定の〕比丘を指定して、非親里の在家の男性、あるいは在家の女性が織師たちに衣を織らせるとする。その時、もしかの比丘が〔比丘の希望を聞くために〕招待されていないのに前もって織師たちの所にやって来て「実に、友らよ、この衣は私を指定して織られるのである。長く、広く、厚く作りなさい。よく織り、〔糸を〕等しく伸ばし、よく梳き、とても滑らかに仕上げたものを作りなさい。そう

すれば私たちもまた、あなた方に僅かでも何かを贈りますから」と衣について指図をし、その比丘がこの様に語って僅かでも何かを贈ればたとえ僅かな托鉢食であっても尼薩者波逸提⁽⁸⁾となる。

この規定も衣に関わるものであるが、在家者が衣を布施しようとして織師に衣を織ることを依頼した時、その織師に対して、比丘が注文をつけることを禁止するもので、先の第8条・第9条と同じ内容を示すものである。この場合にも提供者となる在家者が「非親里の場合」という限定が付けられていて、提供者が「親里」である場合には、この規定には抵触しないこととなる。

以上、波羅提木叉の中に示される五つの事例を掲げたが、これらはいずれも尼薩者波逸提に示されるものであり、27条を除いて、連続して説かれているものである。内容的にはどの規定も在家者からの衣の布施に関する規定とみることが出来るが、それらに等しく「非親里の在家者」の場合は罪となることが規定されていて、「親里」からもたらされる衣については規定から除外されていたことを知ることができる。これらの事例は、比丘と家族の関係に関して幾つかの事実を提供してくれる。まず、比丘たちには「親里」すなわち家族や親族などから衣の布施を受け取ることが許可されている。さらに、家族や親族などから受け取る場合は、在家者から衣を受ける際に設けられている規定の対象外となっている。このような事実から、まず第一に比丘たちにとって「家族・親族」が没交渉の存在として遠ざけられてはいなかったということがわかる。むしろ、教団は家族・親族からの衣の布施を積極的に認めているのであり、そこには出家した後の比丘をサポートする家族の姿と、サポートされることを前提として設定された規則の存在が明確に現れていると考えられる。また衣に関わる規定において特に「親里」が認められている点も注目に値する。

(2) 比丘尼を対象とする事例

次に(1)と同じ「非親里の」という条件が、比丘尼に付けられて示される規定を見ていく。

①尼薩耆波逸提第4条

yo pana bhikkhu aññatikāya bhikkhuniyā purāṇacīvaram
dhovāpeyya vā rajāpeyya vā ākoṭāpeyya vā, nissaggiyaṃ
pācittiyaṃ ti. (Vin. III, 206. 20-22)

およそ比丘が、非親里の比丘尼に使用した古い衣を洗わせ、染めさせ、
打たせたならば尼薩耆波逸提⁽⁹⁾となる。

これは、長期の使用によって古くなり色があせてしまった衣を、比丘尼に洗わせ、染めなおさせ、打たせなおさせることを禁止する規定であるが、それは「非親里の」比丘尼に限られ、「親里」の比丘尼の場合は許可されるところのものである。パーリ律は学処制定の因縁譚として、ウダーイと彼の元の妻との事例を説いており、そこではウダーイが不浄を漏らして汚れた衣を元妻であった比丘尼に洗うよう命じた所、その汚れた衣を生支に入れた比丘尼が妊娠してしまい、それが問題となって学処が制定されたと説いている。この点だけを見れば、「親里の比丘尼」とは母や姉妹や祖母や叔母などの女性に限定されるため、性に関わる問題が起きないことを前提として親里の場合には認めたとの推測も可能となるが、律の本文にそのことが明示されているわけではない。いずれにしても、親里の場合には依頼しても構わないと判断される。

②尼薩耆波逸提第5条

yo pana bhikkhu aññatikāya bhikkhuniyā hatthato cīvaram paṭiḡ-
gaṇheyya aññatra pārivattakā, nissaggiyaṃ pācittiyaṃ ti. (Vin. III,
209. 33-35)

およそ比丘が、非親里の比丘尼の手から衣を受け取れば、交換を除いて尼薩者波逸提となる⁽¹⁰⁾。

ここでは、比丘尼から衣を受け取る際に、「非親里」の場合は禁止され、「親里」の場合は認められている。ここでも「非親里の場合」に限定される理由についての説明はパーリ律には存在しない。⁽¹¹⁾

③尼薩者波逸提第17条

yo pana bhikkhu aññātikāya bhikkhuniyā eḷakalomāni dhovāpeyya vā rajāpeyya vā vijaṭapeyya vā, nissaggiyaṃ pācittiyaṃ ti. (Vin. III, 235. 27-29)

およそ比丘が、非親里の比丘尼に羊毛を洗わせ、染めさせ、梳かせるならば尼薩者波逸提（捨墮）となる。⁽¹²⁾

これは上記①尼薩者波逸提第4条と同類の規定であり、衣ではなく羊毛の場合も同じとされている。

④波逸提第25条

yo pana bhikkhu aññātikāya bhikkhuniyā cīvaraṃ dadeyya aññātra pārivattakā, pācittiyaṃ ti. (Vin. IV, 60. 9-10)

およそ比丘が、非親里の比丘尼に衣を与えれば、交換を除いて波逸提である。⁽¹³⁾

これは上記②尼薩者波逸提第5条の立場が逆転した状況を示すものであるが、「非親里の比丘尼」の場合を不可とする点で同種の内容となっている。

⑤波逸提第26条

yo pana bhikkhu aññātikāya bhikkhuniyā hatthato cīvaraṃ sibbeyya vā sibbāpeyya vā pāpittiyaṃ ti. (Vin. IV, 61. 31-32)

およそ比丘が、非親里の比丘尼のために衣を縫ったり、縫わせたりすれば波逸提である。⁽¹⁴⁾

これも①や③と同類の衣に関わる規定であり、「非親里の比丘尼」のために衣の縫製を行うことも禁止されている。

⑥波羅提提舍尼（悔過法）第1条

yo pana bhikkhu aññatikāya bhikkhuniyā antaragharaṃ pavitṭhāya hatthato khādanīyaṃ vā bhojanīyaṃ vā sahatthā paṭiggahetvā khādeyya vā bhuñjeyya vā, paṭidesetabbaṃ tena bhikkhunā gārayhaṃ āvuso dhammaṃ āpajjiṃ asappāyaṃ pāṭidesanīyaṃ taṃ paṭidesemīti. (Vin. IV, 176. 8-13)

およそ比丘が、町の中に入った非親里の比丘尼の手から、自分の手で硬食あるいは軟食を受けて、食べたり飲んだりすれば、その比丘は「友よ、私は呵責されるべき、不適切で、〔他の比丘に〕告白すべき法を犯しました。それを私は告白します」と〔他の比丘に〕告白しなければならぬ。⁽¹⁵⁾

①から⑤までの場合と異なりこれだけが食に関わる規定であるが、この場合にも「非親里の比丘尼」から受けることが禁止されるという条件設定を見出すことができる。

以上が、波羅提木叉の学処条文中に現れる比丘尼を対象とした「親里」に関わる事例である。尼薩者波逸提が3例、波逸提が2例、波羅提提舍尼が1例となっているが、ここでも(1)と同様に衣の受け渡しに関わる規定が殆どであることにまず留意する必要がある。また、「非親里の比丘尼」の場合に禁止されることが「親里の比丘尼」の場合にどうして認められるのかという点に関しては、諸律に異なりも存在し、一様に答えを見つけることは出来ないが、それが性に関する抑止であれ、比丘尼の修行を妨げないようにする目的であれ、親里の比丘尼が比丘の援助をすること（あるいはその逆）が認められていることに変わりはない。この点から、(1)の場合と

同様に「親里」即ち親族関係にある比丘と比丘尼とは、全員が出家者で構成される比丘・比丘尼の教団の中にあっても、特に近い関係を有していたことが認められ、相互に援助を行いながら活動することが奨励されていたことを示すものと考えることができる。

【3】 安居犍度に現れる「親族」

次に犍度に現れる「親族」についての事例を、パーリ律「入雨安居犍度」の事例を取りあげて考えてみる。まず簡単に概要を見る。

<パーリ律> (vassupanāyikakkhandhaka; PTS. Vin. I, 137-156)

- ①世尊が雨安居を定める以前、比丘たちは雨時にも遊行していた。これを見た人々が「沙門釈子は小さな生命を害している」と非難したため、世尊は雨安居に入ることを定める。(137.1-20)
- ②世尊が前安居と後安居の二種安居を定める。(137.21-29)
- ③六群比丘が安居中に遊行をして非難されたため、世尊は安居の三ヶ月は遊行にでてはならないと定める。(138.1-22)
- ④<規定の追加> 雨安居に入らない者は悪作：入雨安居の日に住所を出た者は悪作：王が延期を求めた場合は、それに従う。(138.23-36)
- ⑤ウデーナという優婆塞が精舎を建立し、比丘たちを招待しようとしたが、比丘たちは安居が終わるまで三ヶ月待つように答えた。これを聞いたウデーナは比丘たちを非難し、世尊にこのことを告げた。世尊は、比丘・比丘尼・式叉摩那・沙弥・沙弥尼・優婆塞・優婆夷という七種の人々から使いが派遣されて、所用があつて七日間以内の来訪を求められた時は出かけても構わないと定める。<以下、具体的な諸事例・諸条件の提示(省略)> (139.1-142.7)

⑥ある比丘が病気にかかり、比丘たちに使いを派遣して来訪を求めた。これを聞いた世尊は、比丘・比丘尼・式叉摩那・沙弥・沙弥尼という五種の人から所用があって来訪を求められた時は、七日間以内の所用ならば使いが派遣されなくても出かけて構わないと定める。

<以下、来訪を求める五種の人々に応じた様々な所用の提示（省略）>
(142.8-147.19)

⑦ある比丘の母親が病気となった。彼女は子である比丘のもとに使いを派遣し来訪を求めた。母親は優婆夷ではなかったので、その比丘は世尊にこの事を告げた。世尊は、比丘・比丘尼・式叉摩那・沙弥・沙弥尼・母・父という七種の人から所用があって来訪を求められた時は、七日間以内の所用ならば使いが派遣されなくても出かけて構わないと定める。

(147.20-33)<以下、具体的な事例の提示>

(a)比丘の母親 (mātā) が病気にかかり、使いを派遣して来訪を求めたならば、七日間に限って出かけて構わない。使いが派遣されなくても七日間に限って出かけて構わない。(147.33-37)

(b)比丘の父親 (pitā) が病気にかかり、使いを派遣して来訪を求めたならば、七日間に限って出かけて構わない。使いが派遣されなくても七日間に限って出かけて構わない。(147.37-148.4)

(c)比丘の兄弟 (bhātā) が病気にかかり、使いを派遣して来訪を求めたならば、七日間に限って出かけて構わない。使いが派遣されない場合は出かけてはならない。(148.4-8)

(d)比丘の姉妹 (bhagini) が病気にかかり、使いを派遣して来訪を求めたならば、七日間に限って出かけて構わない。使いが派遣されない場合は出かけてはならない。(148.9-12)

(e)比丘の親族 (ñātakā) が病気にかかり、使いを派遣して来訪を求めた

ならば、七日間に限って出かけて構わない。使いが派遣されない場合は出かけてはならない。(148.12-16)

(f)比丘と交友ある者 (bhikkhugatiko) が病気にかかり、使いを派遣して来訪を求めたならば、七日間に限って出かけて構わない。使いが派遣されない場合は出かけてはならない。(148.16-21)

<以下、安居の場所や安居中の行動等に関わる諸規定の提示(省略)> (148.23-156.17)⁽¹⁶⁾

ここで、特に家族・親族との関わりが示されるのは⑦の部分である。⑤⑥で、安居中の七日間の外出が特定の条件下で許可され、それが⑦の部分では拡大され、母と父が病気であればそのもとへ出かけることを許可している。それも最初は病気の場合とされるが、最終的には「所用 (karaṇīya) があれば」とされ、その対象者もさらに拡大されて「兄弟・姉妹・親族・交友ある者」にまで広げられていく。安居は教団の諸行事の中でも重要なものの一つであるが、その運用に関して、上記のような特別の外出を認めていく背景には、比丘とその家族・親族との密接な関わり(あるいは家族・親族の援助の重要性)が存在したと考えることができる。⁽¹⁷⁾

【4】 おわりに

以上、パーリ律を材料として、経分別と犍度という二つの組織に現れる「家族」「親族」の事例を眺めてきた。最後に、これらの点を踏まえて、律蔵が示す比丘と家族・親族の関係についてもう一度考えてみたい。

まず、学処条文に現れる「非親里の在家信者」という条件設定により、比丘は「親里」すなわち血縁関係のある在家者から、かなり自由に衣の布施を受けることが許されていたことがわかる。学処を見る限り、このよう

な許可は「衣」の布施に際してしか現れてこない。なぜ「衣」に限ってのことなのか現時点で明確に判断することは出来ないが、学処として許可されているという点から、仏教教団が規則の面からも「親族」の援助を認めていたと判断される。次に、同じ出家者であっても、比丘と比丘尼が「親里」の関係にあった場合、規定が緩和される事例が見いだされた。親里の関係にある比丘と比丘尼とは、教団の中であって相互に助け合い、援助しあう事が可能となるように規則は設定されていた。ここにも出家後の家族・親族関係の存続を見ることが出来る。更に、在家信者の場合と同様に「衣」に関わる事例が多い点には留意する必要があるだろう。

また、雨安居という教団にとって重要な行事の運営に際しても、家族や親族に対して比丘の側から配慮をし、安居中であるにもかかわらず彼らのもとへ行くことが許可されていた。そこにどのような目的があったか明確には示されていないが、安居を中断させても、保持すべき関係が比丘と家族・親族の間には存在していると、教団そのものが示していることになる。

律蔵による限り、仏教者にとって家族から離れることは「出家に際しての理念」としては存在するが、現実の教団運営においては家族の存在は重要であり、その支援・支持を教団は積極的に認め、場合によっては期待していたと思われる。つまり、修行生活に入るためには家族・親族との世間的な関わりを一旦切らねばならないが、出家者となって修行生活を継続していく上では、家族・親族は排除される存在ではなく、その関わりが認められ、その援助が期待される存在であったと理解される。今後は、なぜ「衣」なのか、また諸律に見られる細部での異なりがどのような教団事情を反映するものなのかを更に検討していきたいと考える。

注

- (1) 例えばパーリ長部の「戒蘊品」に含まれる諸経には一様に定型句を見出すことが出来る。DN I, 63. 2-18; 100. 6-8; 124. 25-27 etc.
- (2) 本来ならば、サンスクリット戒本や漢訳戒本、および『根本説一切有部毘奈耶』のチベット訳に関しても対応箇所や対応状況を提示すべきであるが、紙数の関係により本稿では省略する。学処条文の諸文献における対応状況については、平川彰の研究を参照されたい。平川彰『二百五十戒の研究 I』～『二百五十戒の研究 IV』（平川彰著作集第14巻～第17巻），春秋社，1993年～1995年。
- (3) 『五分律』 T22, 27c17-19; 『四分律』 T22, 609b5-8; 『摩訶僧祇律』 T22, 302b10-12; 『十誦律』 T23, 45a18-20: 『根本説一切有部毘奈耶』 T23, 729b24-26。
- (4) パーリ律の註釈書である Samantapāsādikā は、(2)の①に掲げた尼薩耆波逸提第4条の中でこの点について解説を行っている。そこでは、両親から第七代まで過去に先祖を遡って考え、それらの人々から派生してくる全ての子々孫々が「親族として結びつきのある者」であるとの註釈がなされている。実際に布施を行うのが可能となるのはそれらの人々の中で生存している者だけに限られるが、父方、母方だけでなくそれぞれの祖父、祖母たちもこの中に含まれて遡っていくため、ここで示される「親族」は極めて広範なものであり、多くの人々を含みうるという点には留意する必要がある。Samantapāsādikā, III, 659.24-660.17. また漢訳の諸律においても、この七代という親族範囲の設定がほぼ共通しているが、『十誦律』には「母などの女性だけに限り七世にわたって因縁のある者」という解説も見られる（T23, 43b27-28）。
- (5) 『五分律』 T22, 28a13-16; 『四分律』 T22, 610a11-13; 『摩訶僧祇律』 T22, 303b17-20; 『十誦律』 T23, 45b12-15: 『根本説一切有部毘奈耶』 T23, 731a22-25。
- (6) 『五分律』 T22, 28b8-13; 『四分律』 T22, 611a14-18; 『摩訶僧祇律』 T22, 304c28-305a3; 『十誦律』 T23, 45c26-46a2: 『根本説一切有部毘奈耶』 T23, 732c4-9。
- (7) 『五分律』 T22, 28c3-8; 『四分律』 T22, 612a18-23; 『摩訶僧祇律』 T22, 305b1-6; 『十誦律』 T23, 46b17-22: 『根本説一切有部毘奈耶』 T23, 732a7-11。
- (8) 『五分律』 T22, 29c11-15; 『四分律』 T22, 625b22-26; 『摩訶僧祇律』 T22, 321c1-5; 『十誦律』 T23, 56a5-10: 『根本説一切有部毘奈耶』 T23, 749b21-27。
- (9) 『五分律』 T22, 27a7-8; 『四分律』 T22, 607b29-c1; 『摩訶僧祇律』 T22,

- 300c24-25; 『十誦律』 T23, 43b26-27: 『根本説一切有部毘奈耶』 T23, 722a23-24。
- (10) 『五分律』 T22, 26c6-7; 『四分律』 T22, 606c19-20; 『摩訶僧祇律』 T22, 299c19-20; 『十誦律』 T23, 42c13-14: 『根本説一切有部毘奈耶』 T23, 728a6-7。
- (11) この点について漢訳の『五分律』『四分律』『十誦律』には「親里の比丘尼の場合、比丘が所有する衣について普段からその状況をよく知っているために許可される」という理由説明が、因縁譚の末尾部分にほぼ共通してブッダ自身の言葉として説かれている。『五分律』 T22, 26c6-7; 『四分律』 T22, 606c6-10; 『十誦律』 T23, 42c7-11。尚、この点に関しては、平川彰『二百五十戒の研究 II』（平川彰著作集第15巻）、138～139頁参照。
- (12) 『五分律』 T22, 36b9-10; 『四分律』 T22, 618b14-15; 『摩訶僧祇律』 T22, 310b20-21; 『十誦律』 T23, 50b24-25: 『根本説一切有部毘奈耶』 T23, 740a6-8。
- (13) 『五分律』 T22, 47c5-6; 『四分律』 T22, 651a9-10; 『摩訶僧祇律』 T22, 349c7-8; 『十誦律』 T23, 84a26: 『根本説一切有部毘奈耶』 T23, 805b10-11。
- (14) 『五分律』 T22, 48a13-14; 『四分律』 T22, 651c3-4; 『摩訶僧祇律』 T22, 349c24-25 『十誦律』 T23, 84c13-14: 『根本説一切有部毘奈耶』 T23, 806a15。
- (15) 『五分律』 T22, 72a28-b1; 『四分律』 T22, 696a29-b4; 『摩訶僧祇律』 T22, 397c8-11; 『十誦律』 T23, 131b2-5: 『根本説一切有部毘奈耶』 T23, 899b4-7。
- (16) 『五分律』 T22, 129a5-130c18; 『四分律』 T22, 830b4-835c11; 『摩訶僧祇律』 T22, 450c2-451a6; 『十誦律』 T23, 173b3-178a12: 『根本説一切有部毘奈耶安居事』 T23, 1041a25-1044c6。
- (17) 但し、このような事例はすべての律に等しく説かれているわけではなく、『摩訶僧祇律』『十誦律』『根本説一切有部毘奈耶』には父母兄弟親族などに関して七日間の外出が許可される規定は見いだされない。この相違点は何を意味するのかについては、さらに検討を行う必要がある。